

| | | | |
|-------|-----|-----|-----|
| 同 一三年 | ... | ... | ... |
| 同 一四年 | 三三一 | 五一 | 二二〇 |
| | | | 四八 |
| | | | 四二 |

第十一編 社會事業

第一章 救済と施設

第一節 窮民救済

寄る辺なき病老者等の生活救助に対する救済保護は、社會事業の一として、従前より夙に市役所が行ひ來つた所にして今昭和十四年中に属する分でも、生活扶助三百九十五件（此人員八百十三人）救助費一千二百〇二円十銭を算しているが、其重なるものを挙げば、老衰十四、疾病六十三、幼弱四十六、不具二、精神病者四などにして又別に行旅窮民に対する旅費給与二十件（人員二十人）、金額二十二円を加ふれば總計四百十五件（人員八百三十三人）、金額一千二百二十四円十銭に達して居る、此の外尙ほ他市町村の行旅病者をも、同年中に三人を救助して居る。

是より先き、前の世界大戦後、經濟界の動搖甚だしく、諸物価は暴騰して生活の脅威を感じるに至り、大正七年八月には県下の炭坑地、其の他にも彼の米騒動など勃發して、之が鎮圧の為め軍隊、警官等の出勤を見たる事もあり、社會の秩序乱れ、生活の安定を害はれんとする状態を呈した事もあつた。

是に於て市役所では市内在住者中、自活する能はざるものに対し、施米救助を為し又は外国米を輸入して、外米購入券を配付する等のことに努め、特に扶養者なき鰥寡孤独或は老衰者の如き、特別救護を必要とするものは、佐賀仏教婦人会で豫て経営している財團法人佐賀養老院に收容して救護を依頼し、且また豫て各区長、或は市吏員をして救助を要する窮民等を調査申告せしめて、機宜の措置を為し、そして応急の策を講じたのである。

尙ほ此当時から職業紹介所、常設市場、市営住宅等をも經營するに至り、努て社会事業に専念し、必要に應じて適切なる処置をも執り來つたのである。

第二節 職業紹介所

職業紹介所は大正十二年一月創めて市内白山町高等の附近に仮事務所を設け、事業に着手せるを初めとする、そして其の成績良好なりしを以て、愈々翌十三年四月七日本式に認可を得て、新に同町に紹介所を建設し、所長及び事務員を任命して、店員、工場その他一般求職者の紹介斡旋をなす事となつた。

當時世間は不景氣の後を絶たず、職を求めんと欲するも能はざる者は來て其の申込みを為すもの多く、佐賀は勿論、長崎、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島または山口、岡山、滋賀、和歌山、兵庫、及び東京、大阪、朝鮮その他各地の人々が求職する者約千八百名に及び、その内、就職するもの約千百五十名で、成績頗ぶる良好であつた。

超へて昭和十三年七月一日より、時勢の進運に連れて職業紹介所も、国營に移管せらるゝ事となり佐賀職

業紹介所と改称して益々広く求職紹介の勞を執るに至つた、而して初代所長は中原勇蔵にして二代所長福井虎吉の時国營となり、国營紹介所の初代所長に、垣矢祖美を迎へた、因に国營紹介所第二代の所長は東郷要三で、三代目は高園榮であるが、其の名称は昭和十六年二月より国民職業指導所と改称して今日に至つた。

第三節 常設市場

物価特に日用品の価額を測定して、市民生活の安定を図るは、最も緊急必要なること、し市は大正八年七月、市会の協賛を経て市内白山町に先づ中央市場を創設し、爾来必要に應じて左記五ヶ所に市場を増設して、日常生活必需品の需給機關とし、市に於て之が監督に當り物価の標準価額は市内の各新聞紙、または掲示台に掲出して、市民一般に周知せしむる方法を執つた。

| 名 称 | 位 置 | 開 設 年 月 日 | 店 数 |
|-----------|------|------------|-----|
| 佐賀市中央常設市場 | 松町原 | 大正八年七月二十七日 | 一一 |
| 同 西部常設市場 | 興賀町 | 同 九年八月一日 | 一〇 |
| 同 新道常設市場 | 水ヶ江町 | 同 十年八月二十五日 | 一二 |
| 同 一ノ橋常設市場 | 水ヶ江町 | 同 年八月十二日 | 八 |
| 同 西御門常設市場 | 赤松町 | 同 十二年六月一日 | 五 |
| 同 神野常設市場 | 神野町 | 同 十三年三月二日 | 七 |

店数總計五十三店、而して此の計画は最も機宜に適し、何れの市場も相當に繁昌を見せ、その大正十四年中に於ける各市場の売上高は、總計二十九万四千二百十九円余に達し、市内の物価は為に大に調整せらるゝ

を得たのである。

第四節 市 營 住 宅

市營住宅は中産階級以下の住宅難を緩和救済せん為め、市会の協賛を得て、大正九年九月大蔵省より資金拾万円を借入れ、市内赤松町旧城内西ノ丸に家屋二十三戸を建設し、次で同十一年逓信省より、簡易保険局積立金三万円を借入れ、同地に十九戸を増設して大正十二年六月までに、合計四十二戸の家屋を建設経営するに至つた。

尙ほ此の外に大正十一年十月、元神野村を本市に合併したる結果、同村役場及び同村伝染病隔離病舎に建築してゐた建物並に松原町にあつた健康保険署附属建物をも市營住宅に編入したがその後昭和七年三月、前記元神野村役場跡の建物は売却処分に附したれば、現在市營住宅としては戸數四十四戸を有し、此内二階建一棟一戸、長屋建九棟二十四戸、平家建十九棟十九戸であるが、此の総建坪八百九十坪、建築費九万八千四百七十円七十五錢を要した、而して家賃は昭和二年十一月一日、及び同七年四月一日の二回に約一割の値下げを断行して今日に及んでいる、因に右大蔵省、及び逓信省より借入れたる金額は昭和十七年度を以て、償還を完了することゝなつているといふ、借家料は月額左の通りである。

| 住宅番号 | 敷地坪數 | 建坪數 | 戸建 | 疊數 | 室數 | 借家料 |
|------|--------------------|--------------------|-----|-------------------|----|--------------------|
| 第一号 | 四九六五〇 ^坪 | 一一、五〇 ^坪 | 二戸建 | 一九、半 ^疊 | 四 | 一一、〇〇 ^円 |

| | | | | | | |
|------|----------------------------------|--------|-----|------|---|--------|
| 第一二号 | 四九、六五〇 | 二二、五〇〇 | 同 | 一九、半 | 四 | 一三、〇〇〇 |
| 第三号一 | 四九、六五〇 | 一八、〇〇〇 | 同 | 一八、半 | 四 | 一一、五〇〇 |
| 第三号二 | 四九、六五〇 | 一八、〇〇〇 | 同 | 一八、半 | 四 | 一一、五〇〇 |
| 第四号 | 都合により最初から之を廃止し、第三号を「一」、「二」の二戸に分つ | | | | | 一一、五〇〇 |
| 第五号 | 三二、六八〇 | 一四、七五 | 四戸建 | 一五、〇 | 三 | 八、五〇〇 |
| 第六号 | 三二、六八〇 | 一四、七五 | 同 | 一五、〇 | 三 | 八、五〇〇 |
| 第七号 | 三二、六八〇 | 一四、七五 | 同 | 一五、〇 | 三 | 八、五〇〇 |
| 第八号 | 三二、六八〇 | 一四、七五 | 同 | 一五、〇 | 三 | 八、五〇〇 |
| 第九号 | 三三、五六〇 | 一四、〇〇〇 | 三戸建 | 一六、半 | 三 | 九、五〇〇 |
| 第一〇号 | 三三、五六〇 | 一四、〇〇〇 | 同 | 一六、半 | 三 | 九、五〇〇 |
| 第一一号 | 三三、五六〇 | 一四、〇〇〇 | 同 | 一六、半 | 三 | 九、五〇〇 |
| 第一二号 | 二〇、五〇〇 | 一六、五〇〇 | 二戸建 | 一八、半 | 四 | 九、五〇〇 |
| 第一三号 | 二〇、五〇〇 | 一六、五〇〇 | 同 | 一八、半 | 四 | 九、五〇〇 |
| 第一四号 | 二一九、一三一 | 二〇、二五 | 同 | 二三、〇 | 五 | 一五、〇〇〇 |
| 第一五号 | 一四四、八五一 | 二〇、二五 | 同 | 二三、〇 | 五 | 一五、〇〇〇 |
| 第一六号 | 一六九、二五七 | 二五、五〇 | 一戸建 | 二九、〇 | 六 | 一九、〇〇〇 |
| 第一七号 | 一六九、二五七 | 三三、七五 | 同 | 三六、半 | 七 | 二二、〇〇〇 |
| 第一八号 | 一六三、〇〇五 | 三三、七五 | 同 | 三六、半 | 七 | 二二、〇〇〇 |
| 第一九号 | 九九、〇一〇 | 二二、〇〇〇 | 同 | 二一、半 | 五 | 一五、〇〇〇 |
| 第二〇号 | 一三八、二九〇 | 二二、〇〇〇 | 同 | 三七、〇 | 八 | 二二、〇〇〇 |
| 第二一号 | 一三五、八八〇 | 四〇、〇〇〇 | 同 | 四七、半 | 九 | 二二、〇〇〇 |

| | | | | | | |
|------|---------|--------|-----|------|---|-------|
| 第二二号 | 一三二、一二〇 | 三三一、〇〇 | 同 | 三七、〇 | 八 | 二二、〇〇 |
| 第二三号 | 一四五、八六五 | 二二一、七五 | 同 | 三七、〇 | 八 | 二二、〇〇 |
| 第二四号 | 八九、四二九 | 二二一、七五 | 同 | 二六、〇 | 六 | 一七、〇〇 |
| 第二五号 | 七九、〇六〇 | 二二一、七五 | 同 | 二六、〇 | 六 | 一七、〇〇 |
| 第二六号 | 八九、四七〇 | 二二一、七五 | 同 | 二六、〇 | 六 | 一七、〇〇 |
| 第二七号 | 八四、四九八 | 二二、七五 | 同 | 二六、〇 | 六 | 一七、〇〇 |
| 第二八号 | 八七、八四〇 | 一四、五〇 | 三戸建 | 一五、〇 | 三 | 六、五〇 |
| 第二九号 | 八七、八四〇 | 一四、五〇 | 同 | 一五、〇 | 三 | 六、〇〇 |
| 第三〇号 | 八七、八四〇 | 一四、五〇 | 同 | 一五、〇 | 三 | 六、五〇 |
| 第三一号 | 一〇八、〇二五 | 一四、五〇 | 四戸建 | 一五、〇 | 三 | 六、五〇 |
| 第三二号 | 一〇八、〇二五 | 一四、五〇 | 同 | 一五、〇 | 三 | 六、〇〇 |
| 第三三号 | 一〇八、〇二五 | 一四、五〇 | 同 | 一五、〇 | 三 | 六、〇〇 |
| 第三四号 | 一四、五〇 | 一四、五〇 | 同 | 一五、〇 | 三 | 六、〇〇 |
| 第三五号 | 一二四、四〇〇 | 二〇、二五 | 二戸建 | 二二、〇 | 五 | 六、〇〇 |
| 第三六号 | 三八、七三八 | 二〇、二五 | 同 | 二二、〇 | 五 | 一五、〇〇 |
| 第三七号 | 二七、九八〇 | 一七、五〇 | 一戸建 | 一九、半 | 四 | 一一、〇〇 |
| 第三八号 | 一三四、〇四〇 | 二七、〇〇 | 同 | 二七、半 | 五 | 一九、〇〇 |
| 第三九号 | 二二〇、五一四 | 二五、五〇 | 同 | 二七、半 | 五 | 一九、〇〇 |
| 第四〇号 | 一一八、四七七 | 二二、七五 | 同 | 二九、〇 | 七 | 一九、〇〇 |
| 第四一号 | | 二二、七五 | 同 | 二四、半 | 五 | 一八、〇〇 |

| | | | | | | |
|------|---------|--------|---|------|---|-------|
| 第四二号 | 一〇四、三〇〇 | 二八、二〇〇 | 同 | 二四、半 | 五 | 一八、〇〇 |
| 第四三号 | 一一八、四五〇 | 八四、五〇〇 | 同 | 二六、半 | 五 | 二〇、〇〇 |
| 第四四号 | 四五二、〇〇〇 | 同 | 同 | 三五、〇 | 七 | 二五、〇〇 |

第二章 佐賀育兒院

第一節 創立と分院

初め天裕寺内に
假設

佐賀育兒院は、明治三十四年九月十五日の創立で、県下各宗有志僧侶の協同事業として初め佐賀郡神野村の天祐寺内に假設し、佐賀孤兒院と称へ四歳以上、十二歳未満の孤兒、貧兒を收容し、その学齡未満の兒童は幼稚園に準じて教養し、学齡に達した兒童は市立小学校に就学せしめ、女子には別に「ミシン」裁縫技芸等をも教へ、義務教育を終了せる者は他に委託して実業に就かしめ、独立自營の方針を執らしむるといふ方針であるが、就中成績優秀の者は更に中等教育をも受けしむる事となつてゐる。

佐世保に分院設
置

本院は明治三十七年六月佐世保市に分院を設置した、佐世保は長崎県に属すれども、本県西部地方と接近して地理上、交通上、本県人の同地に移住するもの頗ぶる多く、同地人口の約四割を占むる状態にあるので、同地方における無告の孤兒貧兒を收容して、教養することは當に本院設立の目的に副ふのみならず、広く慈善の雨露に浴せしむる本院設立の主旨に、適ふからであつた。然るに約三年の後、同地の寺院西方寺、外二寺の任職の懇請に依り、諸設備その他の費用として若干金を提供し、之を譲與せんことを請はれたれば、遂

分院独立

に佐賀の本院と分離して、佐世保孤児院と改称し、同地慈善家の経営に任ずることとなり、同院とは全く關係を断つことゝなつた。

第二節 移轉と新築

移轉と院舎買収

本院は初め佐賀郡神野村(佐賀市に合併前)の天祐寺内に創設したるが、諸事不便を感じる事尠らず、常に適當の地に移轉せんことを思ひゐたるに、偶々佐賀市中町に在りたる、元佐賀小林区署の移轉により、其跡の家屋を借受る事とをり、明治三十八年三月これに院舎を移したるも、その拡張を計画してゐた同院としては、尙ほこの院舎を以て満足とせず、ただ天祐寺に稍々優るといふ氣持であつた、然るに其後市内水ヶ江町会所小路、江口眞三所有の地所六百坪と、それに建築せる家屋(建坪五十坪敷詰め建詰)とを買収するを得て、明治三十九年八月再び之に移轉した。

院名を改む

院舎新築

越えて大正十二年五月、時勢の要求に伴ひ、乳児養育事業を加設し、同十五年四月には一般労働者の為め托児所並に職業紹介の事業を開設し、其發展に従ひ、従来の院名を改めて茲に佐賀育児院と称する事となり、同年六月内務大臣の認可を得たのである。

本院には東京の慶福会、唐津の高取家等から建築資金の寄附ありたるを以て、該寄附金を土台として之れに院舎建築の寄附金を集め得て、愈々院舎の建築に取りかゝり、昭和三年七月起工し、同年十月竣成したが、経費一万四千五百余円を要したと言ふ、院長は

維持経費

初代 高閑者道樹 たかは
 二代 大高 道貫
 三代 渡辺 鉄翁
 四代 蜂須賀学純
 五代 高閑者道樹(重)
 六代 正覚 まさあ 慈観
 等であるが、其の維持経費は毎年宮内省よりの御下賜金、内務省、厚生省の助成金、県及び市町村の補助金、鍋島家其他の助成金、曹洞宗及び浄土宗の助成金並に特志家の慈善寄附金等の利子に依れるもので、創立以来昭和十四年までの收容延人員は左の如くである。

收容児童

| | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|--------|
| 五歳 まで | 十歳 まで | 十四歳 まで | 年令 不詳 | 計 |
| 男 六〇人 | 男 七二人 | 男 一四一人 | 男 一九一人 | 男 一六五人 |
| 女 三七人 | 女 一八人 | 女 五人 | 女 七人 | 女 六七人 |

而して其の独立自營せるもの、正確なる数は不明であるが、昭和十四年現在の在院児童の数は男四十四人、女十三人、計五十七人である。

第三章 佐賀養老院

第一節 其の創立

佐賀養老院は、佐賀仏教婦人会の附属事業として大正六年十月七日に創立された、是より先き政府当局に於て、全国各宗の代表者五十余名に対し、窮民救恤の趣旨を、親しく訓示するところあり、また各宗管長よ

政府及各管長の
訓示

收容の老人

りも各自の末寺、檀信徒に対して、済生救民の急務なる所以を論じたことがあつた、本市に於ても亦此等慈善事業を奨励せし関係もあり、佐賀仏教婦人会は此の主旨を駁して茲に佐賀養老院を創立する事となつたのである。

本院は年令六十歳以上の老衰者、及び不具、廢疾者等の扶養義務者なき鰥寡獨貧の老令者を收容して、之に老後の慰安を与へてゐるが、其の收容については主として市町村長の委託に依る事となつてゐる、而して收容の老人には、如何なる作業を為さしめてゐるかといふに、素より老令者の事であるから、一定の作業等はなけれど、男女とも室内の清掃、並に室外の草取り掃除などで、女はまた雑巾ぞうきんを刺し、洗濯などを為して院務を分擔し、日々の生活を為してゐるが、間には健康勝れたる少数の男子は、小繩などを緬とふものもあり、斯くの如くにして、餘生を送つてゐる。

第二節 維持經費

本院創立の初めは、市内松原町八幡社前にありて、其の当時は老衰者三名を收容救護してゐたが、創立の翌年、即ち大正七年六月与賀町川原小路に家屋敷地を求めて之に移転し、同年七月財団法人として手続きを為し、收容人員も亦漸次増加して十八名に達し、爾來追年收容者の数を増すに至つた、今創立当事の大正六年度より昭和十四年度までの、收容人員を記すれば

自大正六年度 至昭和十四年度收容人員

| | 收容數 | 死亡者 | 退院者 | 現在 |
|---|------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 男 | 二八六 _人 | 一八八 _人 | 八六 _人 | 一一二 _人 |
| 女 | 一九四 | 一三〇 | 五二 | 一一二 |
| 計 | 四八〇 | 三一八 | 一三八 | 二二四 |

即ち現在(昭和十(四年度))に於ては男女各十二名づゝ二十四名の老人を收容養護している。

本院の維持経費は、宮内省の御下賜金を初め、鍋島侯爵家の下附金、各種補助金、委託救護金、基本金の利子、篤志者の寄附金及び経営者よりする損出金を以て経営しているが、歴代の院長は左の通りである。

- 初代 渡辺 鉄肝
- 二代 祖岩 哲雄
- 三代 林 泰道
- 四代 高閑者知一

第四章 佐賀縣恒産會

第一節 會の由來

佐賀県恒産會は、大正元年十月二十二日出獄人を保護する目的のもとに創設せられた、是より先き明治三十二年、佐賀市紺屋町安樂寺住職川本恵開、出獄人保護協會なるものを組織せるが、其の翌年死亡したる為め同會は主宰者を失ひ、前途の事業を囑目されながら遂に中止するの已むなきに至つた、同三十八年同寺の新住職川本達源これを慨し、前住の遺志を継ぎて事業を再興し、佐賀出獄人保護場と改称して、熱心其の事

に当り事業漸く発展するに至つた。

偶々大正元年、明治天皇崩御あそばされて恩赦令の煥発あり、出獄の恩恵に浴するもの多数ありしを以て、県下の仏教各宗寺院住職等聖旨に感激し、其の主唱の下に初めて本会を組織し、佐賀県恒産会と名け、従来の佐賀出獄人保護場の事業をも併合して、佐賀地方裁判所検事正を以て、歴代会長に推戴することとし、本部を佐賀刑務所内に置き、尙ほ東松浦郡唐津町(當時唐津町と云ふ)淨泰寺に支部を設けて、同郡一円を支部の区域として、直接間接の出獄者保護を為している、其の歴代会長の氏名は左の通りである。

- 初代 丸山 金治 二代 稻塚 隅東 三代 山下 昇
 四代 谷内庄太郎

第二節 累年成績

佐賀県恒産会は、右の如くして生れ今日に至つてゐるが、其の経費は司法省の奨励金、県、市の補助金、会費、及び一般の特志寄附金等を以て、維持経営しつゝあり、其の創立以来、昭和十四年度に至る收容人員、間接保護、一時保護並にその決算額等を挙げれば左の如くである。

| | 累年事業成績及び決算 | | | |
|------|------------|-----|------|---------------------------|
| | 收容人員 | 再犯者 | 間接保護 | 一時保護 |
| 大正元年 | 七人 | 二人 | 一五四人 | 五七人 |
| 同 二年 | 二 | ： | 一三七 | 一三八 |
| | | | | 決 算 額 |
| | | | | 三、七一八、五〇 <small>円</small> |
| | | | | 三、六五五、五〇 |

同 同 同 同 同 同 同 同 昭 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
九 八 七 六 五 四 三 二 和 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
年 年 年 年 年 年 年 年 元 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 三
年 年

一 一 三 二 一 一 一 一 二 二 三 一 一 一 一 一 二 一 九 九 四 五 :
五 五 二 二 五 八 八 〇 〇 二 〇 〇 一 二 六 五 一 九 九 四 五 :

三 八 二 七 五 八 七 六 七 八 一 一 六 三 五 七 六 二 三 : 二 :

二 二 二 一
六 八 四 二 四 八 二 一 七 一 四 五 八 五 二 三 九 五 〇 六 七 六 三 五 七 六 二 三 : 二 :
四 五 九 二 二 一

四 四 五 二 二 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 四 四 二 三 三 二
九 四 二 五 二 三 二

四、一〇二、五〇
四、〇〇六、五〇
四、〇五五、六〇
三、八五八、八〇
三、九六六、〇〇
三、八二五、〇〇
三、五八六、〇〇
四、二〇五、三〇
四、一〇五、五〇
四、二三二、三〇
四、〇八五、五〇
三、九八六、三〇
三、六八五、八〇
四、一五五、五〇
四、二二二、六〇
三、九九五、五〇
三、九八二、五〇
四、〇九〇、三〇
四、二八五、四〇
四、六〇四、三九
四、五二五、三〇

| | | | | | |
|------|-----|---|-----|-----|-----------|
| 同二〇年 | 二二三 | 九 | 三〇八 | 四一八 | 四、〇〇九、六〇〇 |
| 同二一年 | 一一二 | 五 | 三一六 | 二三五 | 三、九二五、三〇〇 |
| 同二二年 | 二二三 | 五 | 三五一 | 二八六 | 四、一五五、五〇〇 |
| 同二三年 | 一七八 | ： | 三九五 | 三五八 | 四、二一五、八〇〇 |
| 同二四年 | 一九五 | ： | 四一五 | 四九五 | 三、八三八、〇五〇 |

尙ほ昭和十三年度には、少年二十一名、昭和十四年度には同三十名を收容して、これに保護を加へてゐる。

第十二編 交通

第一章 道路

第一節 國縣道

佐賀市の道路は巧みに設けあるも、旧藩時代よりの迂回曲折せる道路にして交通上の不便尠からず、近時、市の發展に伴ひ大に改善せられ、其の幅員等も拡張されて逐年面目を改めてゐる。

市内を大動脈の如く貫通してゐる国道は、長崎に通ずる路線にして、以前は佐賀市の東郊外、高尾宿を経て、^{かまへぐち}構口に入つたものである、昔は現今の神埼国道の構口橋より、少し南の方から市内に入り、構口より慶長町、即ち今の牛島町を経て思案橋を過ぎ、柳町、蓮池町、呉服町に出で、右折して元町を過ぎ更に右折左曲して白山町、米屋町、中町を経て、多布施町を左折し伊勢屋町から左折、伊勢屋本町を通りて、又右折して点合町、